

リコール制度の概要

設計・製造過程に問題があり、安全・環境基準に適合していない(又は適合しなくなるおそれがある)自動車について、自動車メーカーが自らの判断により、国土交通大臣に事前届出を行った上で、無料で回収・修理を行い、事故・トラブルを未然に防止する制度

国土交通省の役割

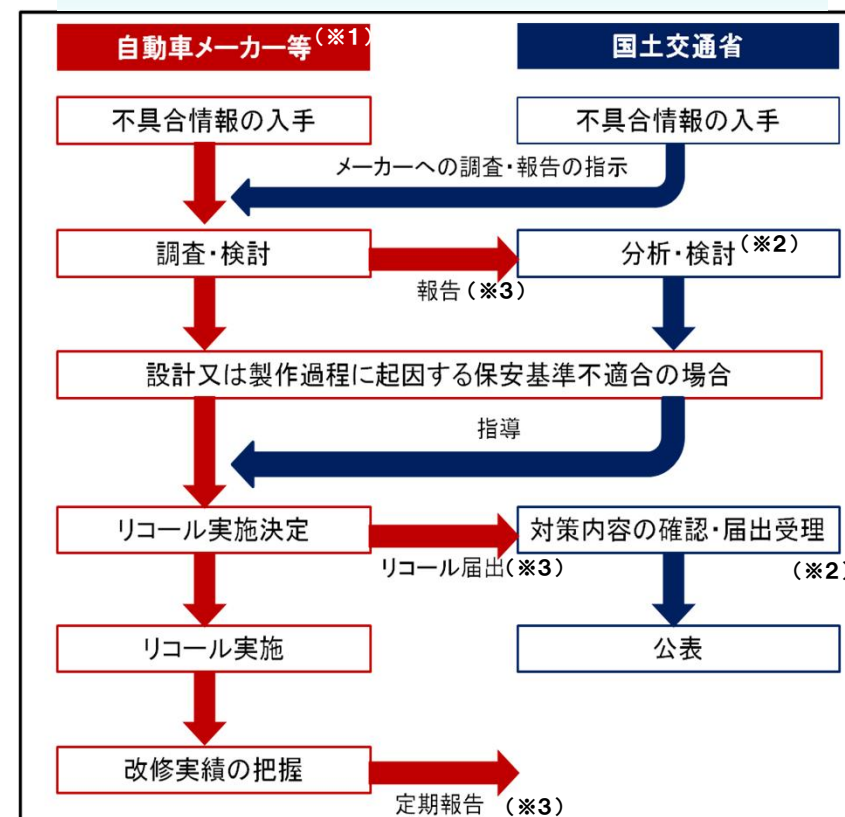
- ①不具合情報の収集・分析
- ②メーカーのリコールへの取組状況の調査
- ③取組状況が不適切である場合の指導又は監査等
- ④届出内容が不適切である場合の改善指示
- ⑤自主的にリコールを行わず、かつ、事故が頻発している場合の勧告や命令

近年のリコール届出件数及び対象台数

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数	349	337	358
対象台数	8,104,217	7,564,968	4,014,432

出典元：各年度のリコール届出件数及び対象台数(国交省HP)

リコール届出の流れ



リコールの勧告、命令

事故が著しく生じている等によりリコールが必要であるのに適正に実施されない。

リコール勧告

公表

リコール命令 ※3

※1：メーカーには監査の実施等により指導・監督を行っている。

※2：必要な場合には、(独)自動車技術総合機構交通安全環境研究所リコール技術検証部において技術的検証を行う。

※3：虚偽報告、リコールの届出義務違反、リコール命令に従わない場合には、罰則(懲役1年以下、罰金300万円以下、法人罰金2億円以下)が科せられる。